


大災害時における人的支援 査定前着工の促進について



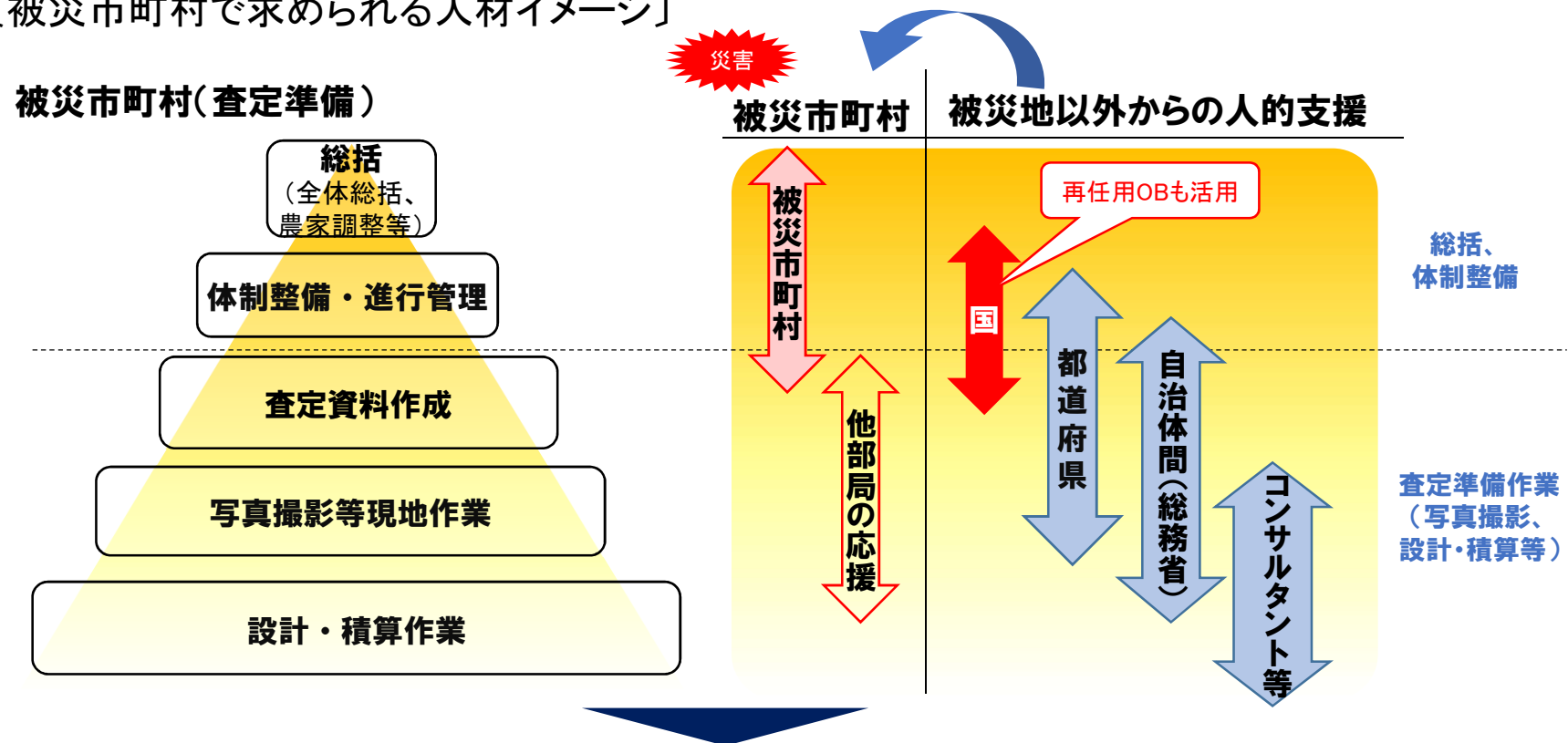
令和元年6月版

大災害時の迅速な災害査定に向けた人的支援

大規模災害時における迅速な災害査定に向けた被災自治体への人的支援

- 被災市町村の初期段階の体制整備について、被災都道府県と連携し国職員を派遣
- 多数の人員が必要となる査定準備作業員は、都道府県、総務省経由の市町村職員派遣、コンサル契約により確保。

〔被災市町村で求められる人材イメージ〕



早期復旧に向け、迅速な査定準備の体制を構築

国の職員派遣による支援

○農地・農業用施設が被災した際、二次災害や増破などの被害の拡大を防止し、より早期に復旧を行うために、農業農村災害緊急派遣隊（通称 水土里（みどり）災害派遣隊）の体制を整備し、被害の拡大防止及び早期復旧を支援。

○国の職員は、査定設計書の作成支援については、被災地の体制整備や進行管理等を中心に支援。

水土里災害派遣隊の整備

これまでの緊急支援は、災害発生ごとに、対応を検討し実施

水土里災害派遣隊の整備
○事前に派遣者リスト、派遣手順を整備
○活動用資機材の充実

○地方公共団体、施設管理者からの派遣要請に迅速に対応

○必要に応じ、主体的な調査を実施

被害の拡大を防止
早期の復旧を支援

水土里災害派遣隊の概要

水土里災害派遣隊は、災害時に被災現場等で、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援を行います。

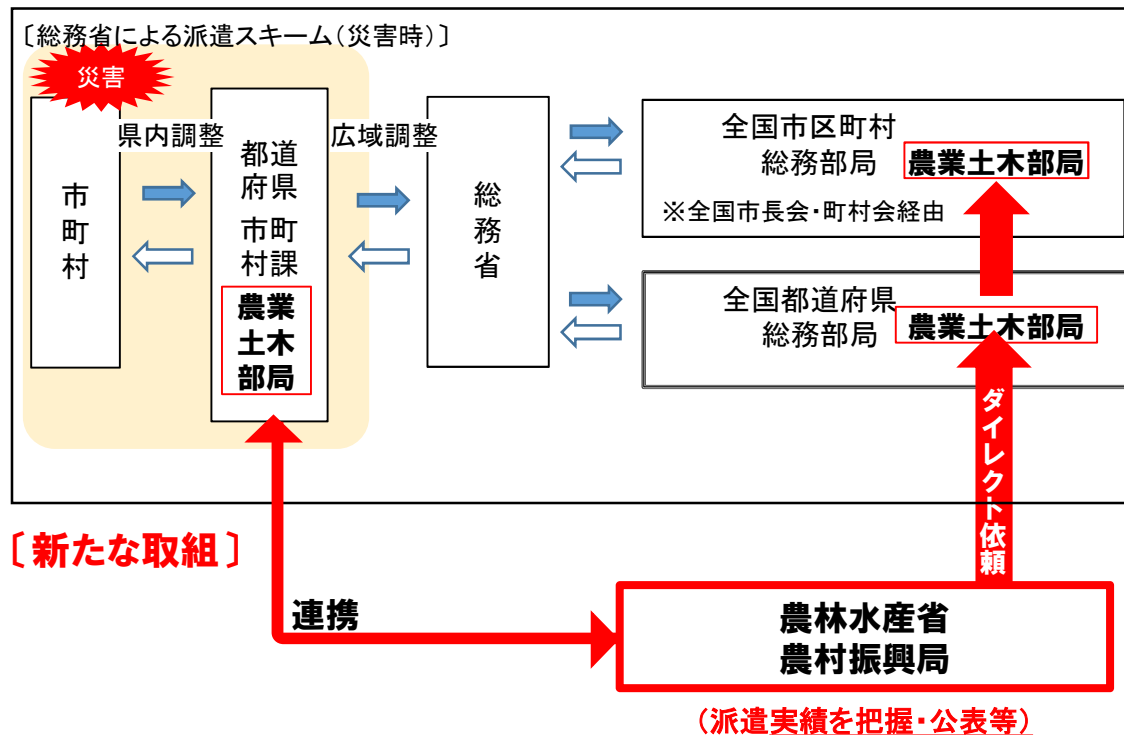
また、必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施します。



災害時における自治体間の職員派遣の促進について

- 災害時の被災地への自治体職員の派遣を促進するため、国として、職員派遣を後押し（地方自治法に基づく派遣費用等の負担については、特別交付税措置あり(派遣先自治体へ措置)）
- 具体的に、総務省依頼に加え農業土木部門からダイレクト依頼、自治体職員研修を実施

〔農業土木職員の派遣の促進のイメージ〕



国が災害時の職員派遣を後押し

【自治体のメリット】

- ・職員派遣により、自らの災害対応力のレベルアップに活用
- ・被災した際、協力が得られやすい

○農村振興局(農業土木部門)からも、ダイレクト依頼

- ・派遣実績を把握・公表
- ・派遣実績に応じて、表彰等を検討
- ・自治体職員研修の充実

財政措置：派遣先自治体が負担(地方自治法)
⇒実績額(給料、手当、旅費等)の8割を特別交付税で措置

派遣実績：不足(110名) = 要望(293名) - 充足(183名)
不足の大部分が、土木・建築等の技術系職員

自治体間での互助の精神により、
効率的で迅速な災害対応態勢を確保

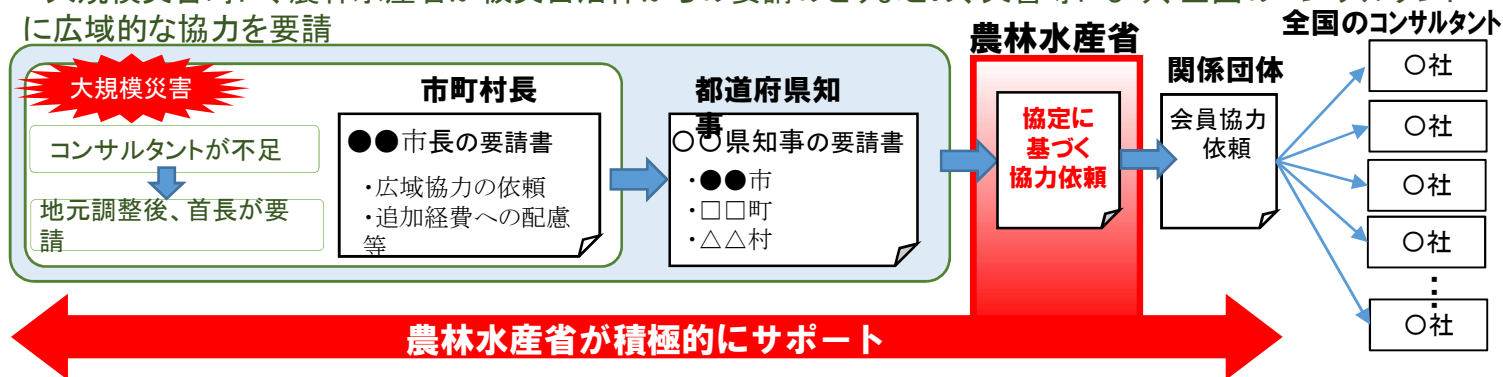
大規模災害時における民間コンサルタント確保に向けた対応

- 大規模災害時の復旧準備を迅速に行うため、広域的なコンサルタントの確保に向けて、農林水産省が積極的な役割を果たす。
- 具体的には、被災地の要請をとりまとめ全国のコンサルタントへ協力を依頼するとともに、コンサルタントが遠隔地から受注することによる追加的な旅費等経費の不安を解消を図る。また、協力コンサルに、農林水産省の発注業務で企業評価するインセンティブを付与。

広域的なコンサルタントの協力を確保する対応

①コンサルタントから広域的な協力をえるための調整

大規模災害時に、農林水産省が被災自治体からの要請のとりまとめ、文書等により、全国のコンサルタントに広域的な協力を要請



②被災地協力を促進するため、協力企業にインセンティブ付与

農林水産省の発注業務で、業者選定を行う場合の企業評価において、災害時の協力実績を評価し、加点。(H31年度(予定)～)



③災害時でも、追加経費が不利益にならないように市町村を継続的に指導

平成30年7月豪雨時に、旅費の実績変更、歩掛の精算変更による手法を周知・指導

災害時での迅速な査定準備の実現

※平成30年7月豪雨の際、コンサルタントが不足した広島県では、本手法(①③)により、エリア外から協力が実現し、査定が終了

農地・農業用施設が被災した場合の対応

- 農地・農業用施設が被災した場合に
- 査定前着工制度等の活用について
- 農地災害復旧事業の国庫補助率について
- 農地災害復旧事業の復旧限度額について

情報元:農林水産省ホームページ(災害復旧事業)

http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/index.html

農地・農業用施設が被災した場合に（営農者用）

- 農地・農業用施設が被災した場合には、国の補助の対象となる災害復旧事業で行える場合があります。
- ただし、小さな被害(40万円未満)の場合には、国からの補助の対象となりません。
- 災害復旧事業の中の査定前着工制度を活用することにより、早期復旧が行えます。

農地や農道、水路などの農業用施設が自らの手に負えないほど被災した場合には、必ず市町村に一報し、担当職員と相談して下さい。

(注意) 市町村に相談せず被害の写真等がないまま復旧を実施した場合には、国からの補助の対象とならない可能性もあります。

復 旧 事 例

1. 農地



豪雨による河川増水で被災した農地

市町村と相談

早期復旧



査定前着工により復旧した農地

2. 水路



土砂が堆積した水路

市町村と相談

早期復旧



査定前着工により復旧した水路

農家へ配布する場合にはここに市町村連絡先を記載して下さい。

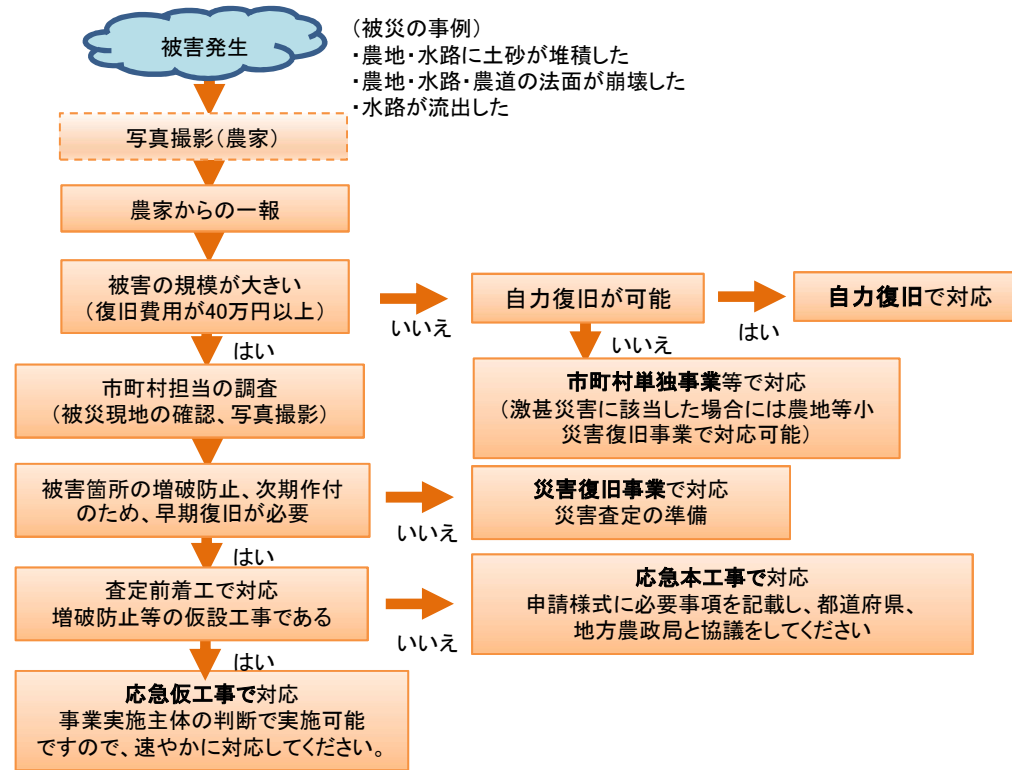
農地・農業用施設の査定前着工（市町村職員用）

被害発生前(常時)

・農地や農業用水路等が被災した場合には、農家の方々が自力復旧する前に、必ず市町村に相談するようにPRしてください。

被害発生後(非常時)

・農家から相談があった場合には、「自分で独自に判断せず、できれば、まずは被害箇所の写真の撮影を行い、市町村職員と打合せして欲しい」と伝えてください。



お問い合わせ先

質問等ありましたら、下記担当部課にご連絡ください。

	担当部課名	電話番号		担当部課名	電話番号
全国	農村振興局整備部防災課災害対策室	03-6744-2211	近畿	近畿農政局農村振興部防災課	075-414-9562
東北	東北農政局農村振興部防災課	022-262-1394	中四国	中国四国農政局農村振興部防災課	086-224-9424
関東	関東農政局農村振興部防災課	048-740-0563	九州	九州農政局農村振興部防災課	096-353-7532
北陸	北陸農政局農村振興部防災課	076-232-4727	北海道	北海道農政局農村振興部農村整備課	011-204-5425
東海	東海農政局農村振興部防災課	052-223-4640	沖縄	沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	098-866-1652

査定前着工制度等の活用について

〔今回の改定内容〕

- ・ 申請様式の統一化 (P7)
- ・ チェックリストの作成 (P4、P6)
- ・ 査定前着工のフロー図の追加 (P8)

平成30年7月
農林水産省農村振興局整備部
防災課 災害対策室

査定前着工制度の活用について

査定前着工（応急工事）は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。復旧を急げば次の作付けに間に合う農地・農業用施設の復旧や、集落排水施設のように生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合には積極的に活用して下さい。

査定前着工の留意事項

査定前着工を実施しようとする施設等の被災状況を事前に調査、撮影しておく必要があります。災害査定時までには、査定前工事の実施中の写真、出来形管理図書、出役人夫・購入資材・工事費支払額等が確認できる証拠書類、請負契約関係書類を整理しておく必要があります。

査定前着工の実施例

農地の復旧



地震により被災した農地

早期復旧



査定前着工により復旧した農地

集落排水施設の復旧



地震により被災した集落排水施設

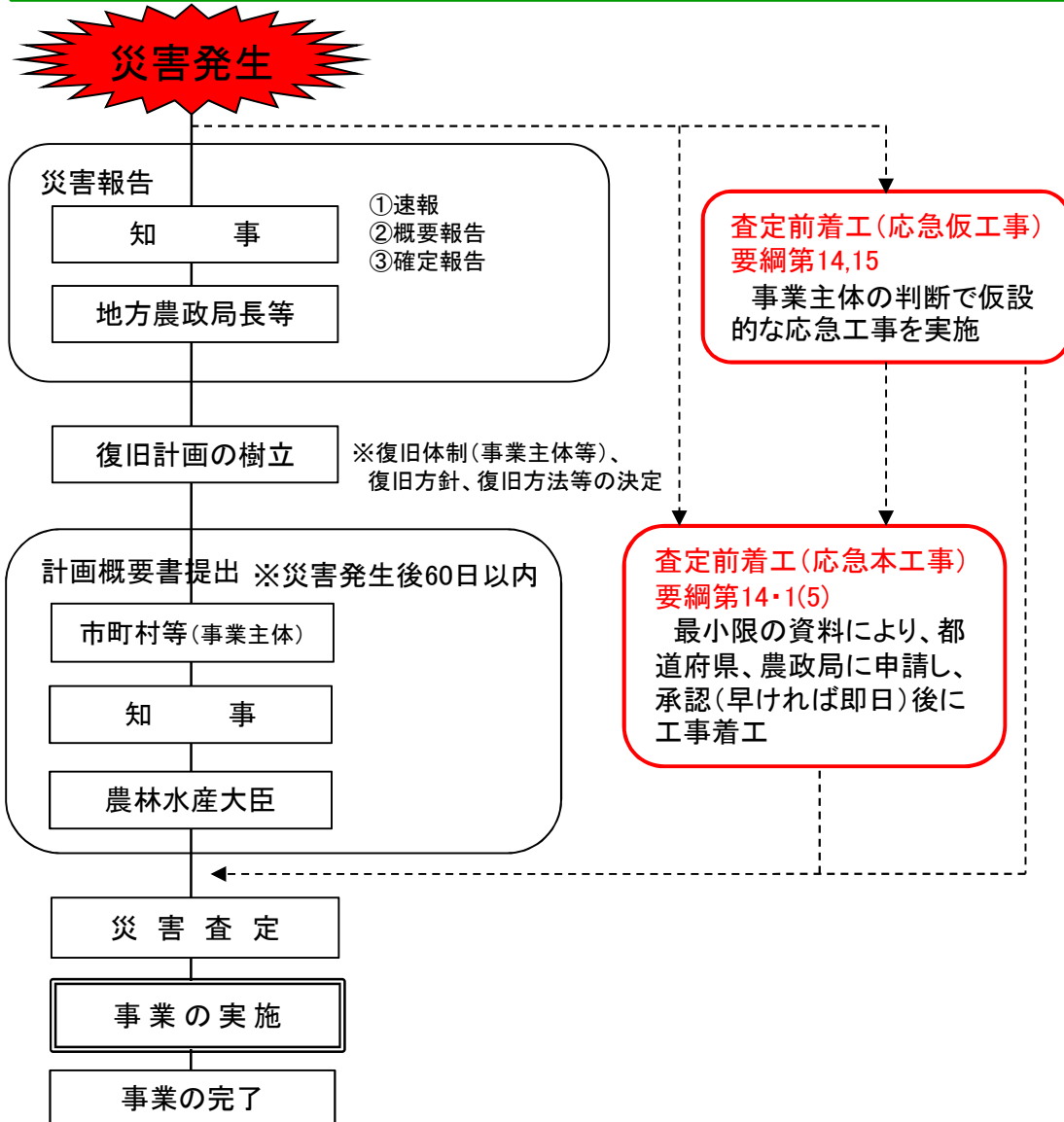
早期復旧



査定前着工により復旧した集落排水施設

査定前着工制度の概要

- 農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能です。
- 査定前着工には応急仮工事と応急本工事があり、応急仮工事は事業実施主体の判断で実施する仮設的な工事、応急本工事は都道府県及び農政局と協議が必要な工事となります。



応急仮工事の事例



応急本工事の事例



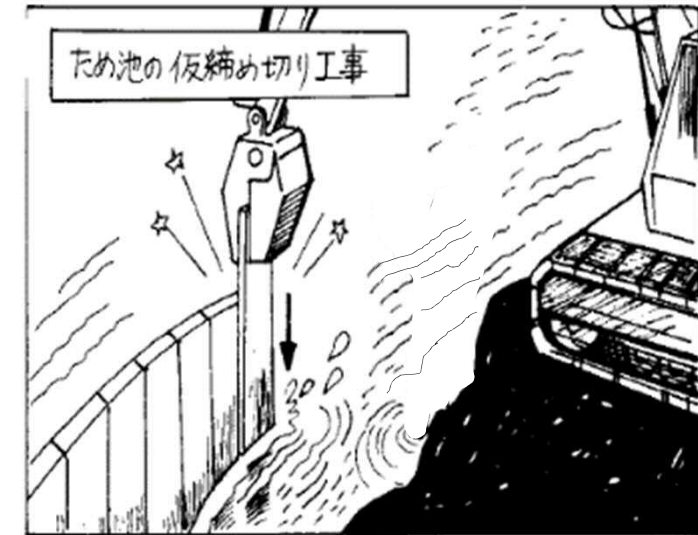
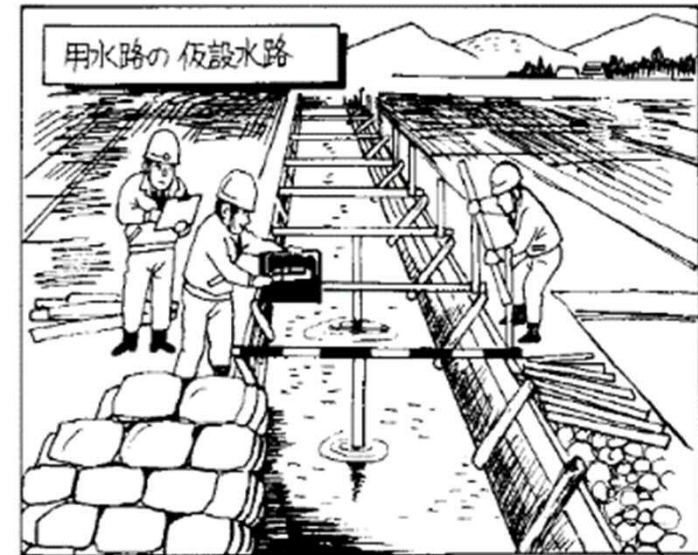
【応急仮工事】

1. 災害が発生し、そのまま放置すると被害が拡大する恐れがある場合に、必要に応じて事業主体(市町村等)の判断で実施した応急仮工事(仮設的な工事)も補助対象とすることができます。
2. 応急仮工事の目的は、
 - ① 農地が被災した場合は、作物被害を防止するために行う湛水排除工事。
 - ② 被災した施設の増破を防止するための工事又は農地等への洪水流入を仮締切りにより防止するための工事。
 - ③ 被災した施設のかんがい及び排水並びに交通の機能を一時的に回復するか又は補うための仮工事。
3. 補助対象となる応急仮工事は、1箇所の応急仮工事の費用が20万円以上※1でかつ応急仮工事の費用を除く復旧工事費が40万円以上※2のものが適用となります。

※1 生活関連施設は100万円以上(増破防止工事に要する費用は50万円以上)

※2 生活関連施設は100万円以上

応急仮工事の事例



査定前着工制度の活用について

4. 応急仮工事の留意点は、以下のとおりです。

- ① 必要性及び工法の選定理由が確認できる仮工事施工前の被災写真を撮影しておくこと。
- ② 工事実施中の写真、出役人夫、契約書、工事費支払額等の証拠書類を整理しておくこと。
- ③ 応急仮工事を実施した場合は、地方農政局に報告すること。
- ④ 応急仮工事に要した費用は、査定設計書に計上しておくこと。ただし、災害査定では、現実に要した費用の額と災害年に地方農政局長と協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛りにより算出した応急工事費の額を比較して安価となる額が査定額となるので注意すること。
- ⑤ 用水手当や排水処理のため必要となった費用の内、ポンプの購入費や運転労務費は補助の対象とならないので注意すること。

今回、応急仮工事を初めて実施する事業実施主体のために、チェックリストを作成しました。

応急仮工事を行うために事前に確認すべき点をまとめていますので、ご利用下さい。

査定前着工制度(応急仮工事)にかかる各項目のチェック

(応急仮工事は事業実施主体の判断で実施できますが、災害復旧事業に不慣れな場合には本チェックリストを参考に活用して下さい。)

事業実施主体担当者： _____ 印

県 名： _____
 市 町 村 名： _____
 施 行 場 所： _____
 工 種： _____

チェック項目	チェック内容	チェック者
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件（日雨量80mm等）に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	事務取扱要綱14.1(1)～(4)に該当するか確認	<input type="checkbox"/>
	応急本工事に該当していないか確認（該当する場合には都道府県及び農政局との協議が必要）	<input type="checkbox"/>
	応急仮工事の事業費が20万円以上、かつ、応急仮工事を除く事業費が40万円以上か確認	<input type="checkbox"/>
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>
	工事費の積算を確認するのに必要な契約書、領収書、材料購入の見積等、工事に要した費用を確認できる書類の整備を行っているか確認	<input type="checkbox"/>
応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>	

注：チェックした項目欄の口にし印をすること。
 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

【応急本工事】

1. 応急本工事は、復旧計画樹立後、査定を待たずに災害復旧事業(復旧事業費が40万円以上であること)の一部又は全部を緊急に実施する復旧工事です。
2. 応急本工事の要件は、事務取扱要綱第14(5)に記載があり、下記のような被災箇所で止むを得ないと判断された場合には、都道府県及び農政局と協議をして着工します。
 - ① 被災施設又はこれに関連する施設の増破防止、あるいは、作物被害を防止するために緊急に着工する必要のある箇所であること。
 - ② 緊急に復旧すれば、作付時期に間に合う農地等の復旧箇所であること。

応急本工事の事例



査定前着工制度の活用について

3. 応急本工事の留意点は、以下のとおりです。

- ① 必要性及び工法の選定理由が確認できる仮工事施工前の被災写真を撮影しておくこと。
- ② 工事実施中の写真、出役人夫、契約書、工事費支払額等の証拠書類を整理しておくこと。
- ③ 応急本工事を実施する場合は、災害復旧事業の一部又は全部となることから、着工前に事業主体は都道府県及び地方農政局に協議し、承認を得た後の着工となる。
- ④ 応急本工事に要した費用は、査定設計書に計上しておくこと。
ただし、災害査定では、現実に要した費用の額と災害年に地方農政局長と協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛りにより算出した応急工事費の額を比較して安価となる額が査定額となるので注意すること。
- ⑤ 用水手当や排水処理のため必要となった費用の内、ポンプの購入費や運転労務費は補助の対象とならないので注意すること。

今回、応急本工事を初めて実施する事業実施主体のために、チェックリストを作成しました。

応急本工事を行うために事前に確認すべき点をまとめていますので、ご活用下さい。

査定前着工制度(応急本工事)の申請にかかる各項目のチェック

事業実施主体担当者： _____ 印

県 名： _____
 市 町 村 名： _____
 施 行 場 所： _____
 工 種： _____

チェック項目	チェック内容	チェック者
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件（日雨量80mm等）に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	事務取扱要綱14.1(5)の査定前着工を行うことが止むを得ないと判断される内容か確認	<input type="checkbox"/>
	応急仮工事に該当していないか確認（該当する場合には事業実施主体の判断で実施可能）	<input type="checkbox"/>
	査定前着工の復旧内容を含めて総事業費が40万円以上となるか確認	<input type="checkbox"/>
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>
	応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>
2. 提出資料内容のチェック	農地や水路等の土砂撤去などの簡易な工事の場合には2のチェックは省略してよい。金額が大きい場合、ため池の堤体復旧などの高度な技術が必要な場合に記載して下さい。	
	復旧内容が最経済的な工法か確認	<input type="checkbox"/>
	復旧内容が能力アップ（延長、材質、揚排水能力の増）をしていないか確認	<input type="checkbox"/>

注：チェックした項目欄の□にシ印をすること。
 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

査定前着工制度の活用について

(様式1)

文書番号
年月日

都道府県知事 宛て

〔申請様式の統一とチェックリスト〕

事業実施主体名

今回、応急本工事の申請が速やかに行えるように申請様式を統一し、必要最小限の資料で申請できるようしました。

査定前着工(応急本工事)協議について

このことについて、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第14.1に基づき査定前着工したいので協議します。

また、P4,P6に掲載しているように、応急仮工事、応急本工事のチェックリストを作成し、初めて応急工事を行う事業実施主体でも事前に確認すべき事項がわかるようにしました。

①施工場所(所在地)	例：〇〇県〇〇市字〇〇地内
②被災状況(災害要因含)	例：〇月〇日〇時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。
③査定前着工申請理由	選択して下さい
④復旧内容	選択して下さい
⑤申請工種	選択して下さい
⑥概算金額(応急本工事)	選択して下さい

別添：添付写真

(注意点)

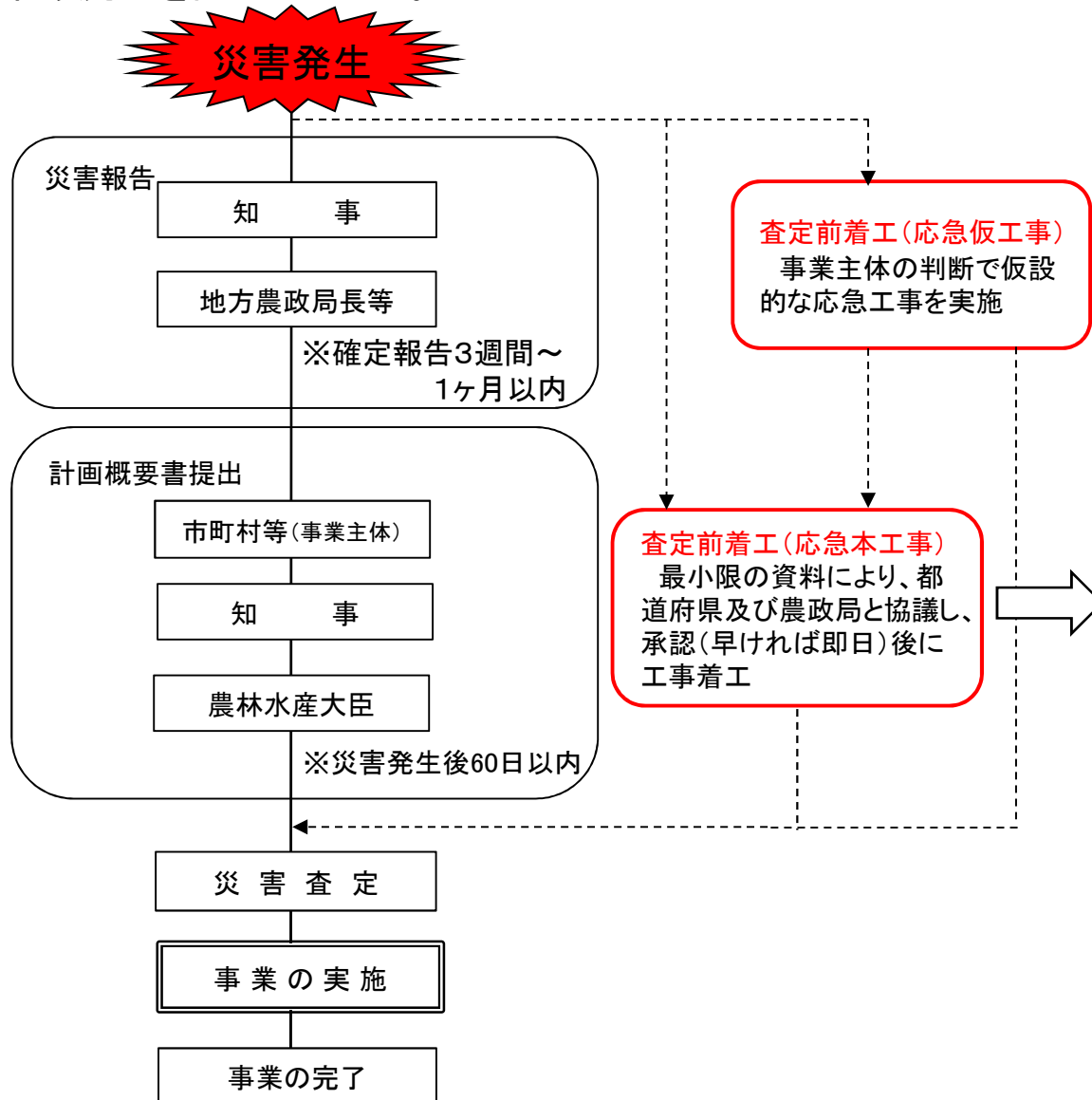
- 申請した場合でも、写真その他の証拠書類等によって被災の状況及び工事のしゅん工並びに工事費の精算等が災害査定時に確認できないものは補助されません。このため、被災写真、復旧写真は必ずいろいろな角度から撮影を行って下さい。また、不明な点がある場合には都道府県、農政局等への相談をお願いします。
- 補助対象とならない項目もありますので、初めて申請する場合には都道府県の出先機関等へ相談するようにお願いします。
- 二次災害防止のために必要な土のうや応急ポンプ等の設置は応急仮工事として事業実施主体の判断で実施可能であり、この場合には農政局、都道府県への協議は必要ありません。
- 概算金額はどの程度の工事額(工事規模)になるのかを確認し、場合によっては技術指導が必要かを概ね判断するために記載してもらい、業者への見積もりや積算を行わず、概ねの金額を記載してかまいません。最終的には応急本工事費と応急本工事費を除く事業費の合計が40万円以上で対象となります。災害査定時までに必要な書類を準備して下さい。

これらの資料を利用しながら早期復旧を行い、営農者が最小限の被害、最短での営農再開が行えるようにご活用下さい。

査定前着工制度の活用について

災害発生から査定前着工までの流れ

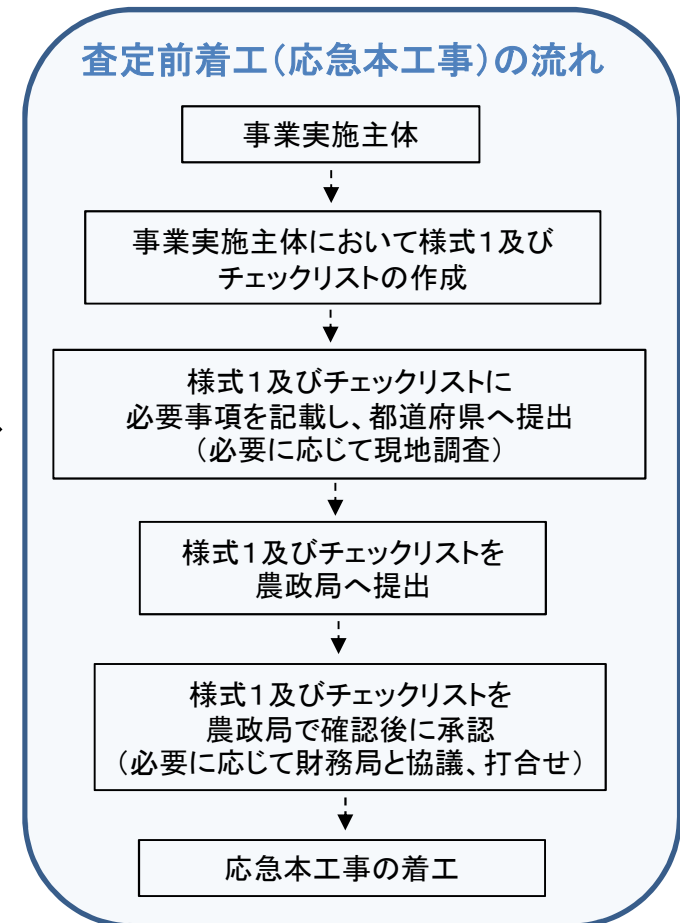
- ・災害発生から復旧完了までの間で応急仮工事、応急本工事を行う流れを図化しました。



〔今回整理項目〕

今回の改正により、申請様式の全国統一と併せて、チェックリストの活用により災害経験の少ない事業実施主体でも申請が適正にできるようにしました。

査定前着工(応急本工事)の流れ



応急工事の実施例(応急本工事その1)

○2次災害防止のための応急工事【水路、道路】



○被災状況の説明

ガレキが排水路の通水を阻害している。

○応急工事の説明

排水路のガレキ除去
(工種が道路でも土砂、ガレキ除去は可能)

応急工事の実施例(応急本工事その2)

○営農用水確保のための応急工事【中大口径管路】



○被災状況の説明

パイプライン継手部に亀裂が生じ漏水している。

○応急工事の説明

内面バンドによる継手部亀裂の復旧を行った。

応急工事の実施例(応急本工事その3)

○営農用水確保のための応急工事【小口径管路】



○被災状況の説明

パイプライン継手部に亀裂が生じ漏水している。

○応急工事の説明

管継手部からの漏水箇所にコンクリート巻き立てを行い、漏水対策を行った。

応急工事の実施例(応急本工事その4)

○早期営農のための応急工事【水路】



○被災状況の説明

土石流により、水路に土砂が堆積し、
下流への用排水が不可能となった。

○応急工事の説明

水路に堆積した土砂を撤去すること
で、早期の営農及び排水が可能と
なった。

応急工事の実施例(応急本工事その5)

○耕作道確保のための応急工事【道路】



○被災状況の説明

農道山側法面が崩落し、崩土により通行不能となった。

○応急工事の説明

農道上の崩土撤去、大型土のう設置により、山側土砂の崩れ止めを行い、耕作者の通行が可能となった。

(本来、大型土のう設置は応急仮工事となるが、崩土撤去が応急本工事のため、大型土のう設置は応急本工事の仮設工事となる。)

応急工事の実施例(応急仮工事その1)

○早期営農のための応急工事【道路】



○被災状況の説明

道路谷側の既設練積ブロックが崩壊したため、道路段差が発生し、耕作者等の通行が不可能となった。

○応急工事の説明

砂利敷設により通行を確保する応急措置を実施路谷側の復旧に大型土のうを設置し、道路段差を解消し、耕作者等の通行が可能となった。

応急工事の実施例(応急仮工事その2)

○2次災害防止のための応急工事【ため池】



○被災状況の説明

洪水吐部にパイピングが発生し、余水吐機能が消失。

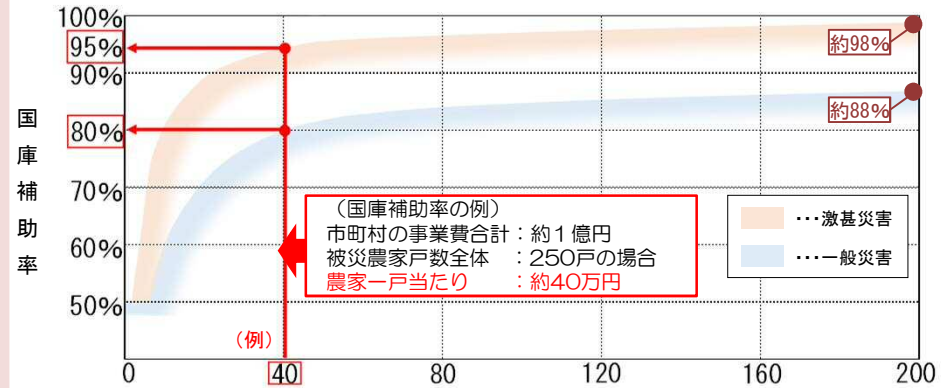
○応急工事の説明

破堤による2次災害を防止するため、洪水吐水路を設置。

水中ポンプを設置し、強制的に排水させて水位を下げた。

災害復旧事業は、市町村の災害復旧事業費と被災農家戸数に応じて、国庫補助率が嵩上げされ、農家負担が軽減されます。

農地の補助率の目安



一戸当たり事業費 (万円) = 市町村の事業費合計 / 被災農家戸数

※ 最終的な補助率は、発災翌年の3月に確定します。

地元負担の例 (激甚災害を受け、補助率95%の場合)

復旧費用	国庫補助	地元負担
被災農地A 復旧費用：800万円	国 95% 760万円	県、市町村等 農家 合計：40万円
被災農地B 復旧費用：200万円	国 95% 190万円	県、市町村等 農家 合計：10万円
被災農地C 復旧費用：40万円	国 95% 38万円	県、市町村等 農家 合計：2万円

※ 近年の実績 (平均) では、一般災害で約80%、激甚災害で約95%まで補助率が嵩上げされています。

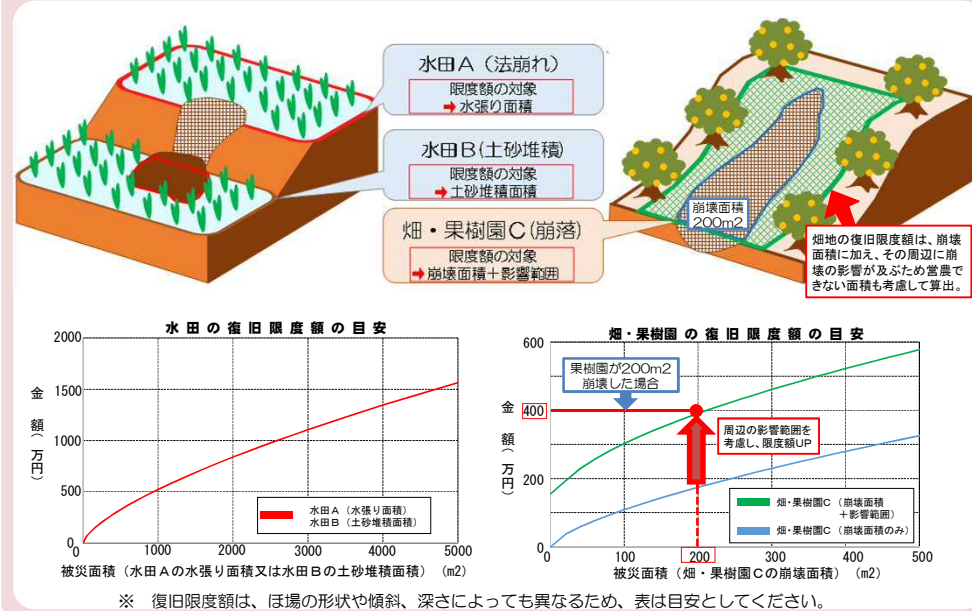
● 以下の内容については、市町村にお問い合わせください。

- ① 1戸当たり事業費の目安
- ② 地元負担の県、市町村、農家等の負担割合

各市町村の連絡先を記入

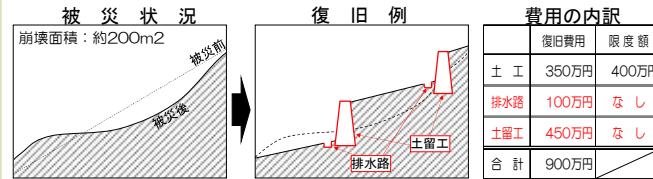
農地の災害復旧事業は、復旧限度額までの復旧費用が国庫補助の対象となりますが、この復旧費用には、水路や土留工等の農業用施設の復旧に係るものを含みません。(水路や土留工等の農業用施設には、限度額はありません。)

復旧限度額は、水田・畑、また被害状況により異なります。



水路や土留工等の農業用施設の復旧費用の補助には限度額がありません

限度額の考え方



崩壊面積が約200m²の場合、上のグラフの通り、限度額は概ね400万円となります。

排水路と土留工に係る費用の計550万円は、全額が国庫補助の対象となります。

残る土工に係る費用350万円は、限度額を下回り、全額が国庫補助の対象となります。

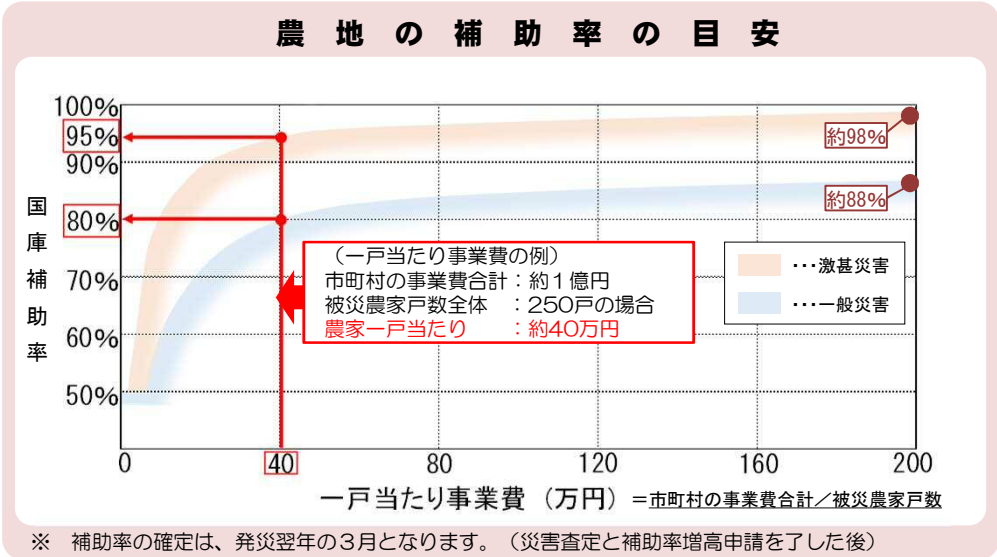
※ 土留工等の農業用施設の復旧には、受益農家が2戸以上である必要があります。

● 個々の復旧に係る限度額については、市町村にお問い合わせください。

各市町村の連絡先を記入

災害復旧事業の補助率 市町村用

災害復旧事業は、農家負担軽減の観点から、市町村の災害復旧事業費と被災農家戸数に応じて、国庫補助率が增高する仕組みとなっています。また、国庫補助の残額を市町村が負担する場合、地方財政措置が講じられます。



市町村負担に対する地方財政措置

補助災害復旧事業債：国庫補助残を市町村が負担する場合、費用の90%まで起債でき、そのうち95%が地方交付税措置算定の基礎となる基準財政需要額に算入されます。

特別交付税：市町村の災害復旧事業費の合計の3%※が特別交付税で措置されます。※市町村の場合

市町村が国庫補助残を全額負担する場合の交付税措置の試算

一般災害での国の補助	交付税17%	3%
← 国庫補助率80% →	← 市町村負担20% →	
激甚災害での国の補助	交付税4.3%	0.7%
← 国庫補助率95% →	← 市町村負担5% →	

※ 上記とは別に、**特別交付税 = 災害復旧事業費 × 3.0%**

お問い合わせ先 詳しい内容については、下記担当部課にご連絡ください。

担当部課名		電話番号	担当部課名		電話番号
全国	農村振興局整備部防災課災害対策室	03-6744-2211	近畿	近畿農政局農村振興部防災課	075-414-9562
東北	東北農政局農村振興部防災課	022-262-1394	中四国	中国四国農政局農村振興部防災課	086-224-9424
関東	関東農政局農村振興部防災課	048-740-0563	九州	九州農政局農村振興部防災課	096-300-6517
北陸	北陸農政局農村振興部防災課	076-232-4727	北海道	北海道農政局農村振興部農林整備課	011-204-5425
東海	東海農政局農村振興部防災課	052-223-4640	沖縄	沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	098-866-1652

農地災害復旧事業の限度額

市町村用

農地の災害復旧事業は、復旧限度額までの復旧費用が国庫補助の対象となりますが、この復旧費用には、水路や土留工等の農業用施設の復旧に係るものを含みません。（水路や土留工、農地保全施設等の農業用施設は、限度額が無く、費用の全額が国庫補助の対象となります。）

農地復旧限度額の算定式

$$\text{復旧限度額 (千円)} = 1,000 \times \text{限度額対象面積 (a)}^{0.682} \times K$$

復旧限度額対象面積の考え方は、水田・畑、被災の状況により異なります。



復旧限度額例

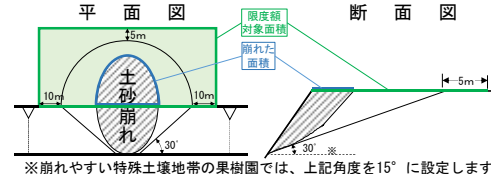
限度額対象面積	復旧限度額
1 a	109 万円
5 a	325 万円
10 a	522 万円
50 a	1,565 万円
100 a	2,511 万円
200 a	4,028 万円

※K: 1.086 (平成30年度)

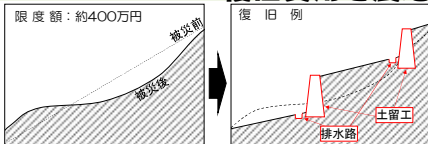
崩壊した畑の限度額対象面積の考え方

畑の崩壊の限度額対象面積は、右図のように、崩れた面積よりも大きくなります。

（最大は、ほ場全体面積までとなります。）



復旧費用を農地復旧限度額以内とする工夫

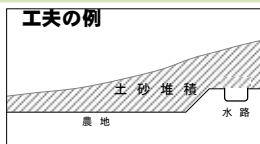


※ 受益農家2戸以上の土留工は農業用施設として復旧しますが、受益者1戸の土留工を農業用施設として復旧するには、公共的団体（市町村、JA、改良区等）の財産として移転登記する必要があります。

復旧費用	限度額
土留工	350万円
排水路	100万円
土留工	450万円
合計	900万円

排水路と土留工に係る費用の計550万円については、限度額の定めがないため、全額が国庫補助の対象経費となります。

残る土留工については限度額が定められていますが、その費用350万円は、限度額の400万円を下回るため、全額が国庫補助の対象経費となります。



- 農地と水路が一体的に被災した場合は、全体の復旧費用から、水路復旧に係る施工部分を差し引いたものが農地災害復旧事業の費用となります。
- この農地災害復旧事業に対して、限度額を考慮することになります。

お問い合わせ先

詳しい内容については、下記担当部課にご連絡ください。

担当部課名	電話番号	担当部課名	電話番号
全国 農村振興局整備部防災課災害対策室	03-6744-2211	近畿 近畿農政局農村振興部防災課	075-414-9562
東北 東北農政局農村振興部防災課	022-262-1394	中国 中国四国農政局農村振興部防災課	086-224-9424
関東 関東農政局農村振興部防災課	048-740-0563	九州 九州農政局農村振興部防災課	096-300-6517
北陸 北陸農政局農村振興部防災課	076-232-4727	北海道 北海道農政局農村振興部整備課	011-204-5425
		沖縄 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	098-866-1652